

1. 全職員

職員区分	男女の給与の差異
任期の定めのない常勤職員	90.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	84.1%
全ての職員	80.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	-
本庁課長補佐相当職	92.8%
本庁係長相当職	95.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異
36年以上	93.6%
31～35年	93.1%
26～30年	91.4%
21～25年	94.2%
16～20年	87.4%
11～15年	79.2%
6～10年	93.6%
1～5年	88.0%

【説明欄】

- ・扶養手当、住居手当等、主たる生計維持者である男性職員に支給する場合が多く、差異が生じる一つの要因となっている。
- ・11～15年の男性職員に、勤務形態の関係で給与額が多くなる消防職員が多く含まれていることから、相対的に男女の給与の差異が大きくなる。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員（会計年度任用職員等）について、フルタイムでない職員は、週の勤務時間に応じた人数（週の勤務時間/38：45により算出した率を乗じた人数）としている。医師やALTなど、給与額の高い職に男性が多いことが、差異が大きくなっていることの一因となっている。